

議会改革推進協議会 議事録

平成 27 年 6 月 22 日

議会改革推進協議会 第2回会議

平成27年6月22日(月)

開会 午後 1時 2分
散会 午後 1時27分

中川 それでは皆さんこんにちは。ただいまから「議会改革推進協議会」を開会させていただきます。この場合、御報告をいたします。市政記者クラブ所属の報道機関より、頭撮りの申し出がありましたので、お許しをしたいと存じますが、よろしくお許しいたします。——それでは頭撮りを許可させていただきます。

(撮影関係者入室：頭撮り)

よろしいでしょうか。それでは議事の都合もありますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、本日は、議員定数のあり方について議論を具体的にいただきます初めての協議会ということになります。したがいまして、本日のところは議員定数に関する関係法令等の資料を正副座長で相談の上、御用意をさせていただきました。まずは、この関係法令等の資料について、皆様のお手元に配付させていただいておりますけれども、こちらについての説明を事務局よりしていただきたいと思いますが、よろしくお許しいたします。——それでは事務局より説明をいただきたいと存じます。

調査課長 それでは、お手元配付の資料5件につきまして説明をさせていただきます。最初に資料1の、「地方議会の議員定数及び人口に関する法令について」をごらんください。地方議会の議員定数及び人口に関する法令について、地方自治法、公職選挙法、公職選挙法施行令及び名古屋市議会基本条例における関係条項をそれぞれ記載させていただきました。地方自治法では市町村議会の議員の定数について条例で定めることなどが規定しております。公職選挙法では、指定都市の議会の議員の選挙区については区の区域をもって選挙区とすることなどが規定されており、また公職選挙法施行令では、公職選挙法及び施行令における人口の定義について、規定されているところであります。ページをはねていただきたいと存じます。名古屋市議会基本条例では、本市会における議員定数に関する基本的な考え方について、規定されているところであります。

続きまして、資料2の「名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙す

べき議員の数に関する条例」をごらんください。名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例におきましては、本市会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数について定められているところでございます。

続きまして、資料3の「地方自治法の議員定数の規定の変遷」をごらんください。市町村議会の議員の定数につきましては、地方自治法第91条に規定されているところであり、昭和22年、平成11年及び平成23年の同条の改正内容を「地方自治法の議員定数に関する規定の変遷」として記載させていただきました。昭和22年には、人口に応じた議員定数が定められた後、条例によりその法定数を減少できる旨の改正が行われております。平成11年には議員定数の法定制が廃止され、議員定数の法定上限数が定められる旨の改正が行われております。また、平成23年の改正では、議員定数の法定上限数の撤廃が行われております。

続きまして、資料4の名古屋市会における「議員定数の変遷について」をごらんください。平成11年執行の選挙から本年4月執行の選挙までの5回にわたる名古屋市議会議員選挙時における法定数及び議員定数の推移、議員定数等の改正内容と条例改正の提案者などにつきまして、表にまとめさせていただきました。ごらんいただきたいと存じます。

最後に、資料5の「平成27年国勢調査の概要」についてであります。本年に実施されます国勢調査に関しまして、その調査の期日、調査の対象、結果の公表につきまして、その概要をまとめさせていただきました。ごらんいただきたいと存じます。以上で資料の説明を終わらさせていただきます。

中川 はい、どうもありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、何か御質問、あるいは御意見等があればお願いをしたいと存じます。

おくむら まず今御説明いただきました、「地方自治法の議員定数の規定の変遷」ですね、平成23年の改正で法定上限数が撤廃されました。そのある意味での撤廃の趣旨と、そしてまた、私どもはそれ以前はね、政令指定都市の中で上限が決まっておったものですから、削減率というかな、上限に対する削減率で、ある意味で競うという言い方は非常におかしな話ですが、うちもある意味での議会の減員率は1番だとか2番だとかそういう話をしてきたわけですが、そこら辺の資料は当然まだ残つておると思うんですが、まずこの撤廃の理由を教えてください。

法制主幹 今、委員ご指摘の23年の自治法の改正で法定上限数が撤廃されました。この趣旨としましては、各自治体の自由度を高める、あるいは議会機能の充実・強化ということを目的に改正されたというふうに聞いております。ただ撤廃されたからと言って自由に決めれるというわけではありませんので、ここに關しましては、住民の

方への説明責任というのがかかるてくると思いますが、そういう意味で議会の自由度を高めると、機能強化という面で改正されたというふうに聞いております。

おくむら それでは 23 年といえばそんな古い話ではありませんので、今、本市議会がね、23 年までの、ある意味での削減率、地方自治法の議員定数の規定の中で、どれぐらいの削減をしてきて、どれぐらいの削減率で、他の政令指定都市の中で名古屋を超えるところが多分 1、2 あると思うんですが、そこら辺の一覧表は、座長、出していただくことはできますでしょうか。

中川 これは事務局の方で整理していただければ出していただけますね。次回までに資料を整えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

おくむら もう一つあわせて、19 年から私ども名古屋市議会としては、人口比例というのが最も公平ではないだろうかということで大幅な改正をしてまいりました。政令指定都市の中で人口比例としてない都市も多分あるんじゃないだろうかと思うんですが、20 都市の中で人口比例で、ある意味での議員定数を定めているのは何都市ですか。

中川 今、お答えできますか。

法制主幹 申し訳ございません。ちょっと今、手持ちに資料がございませんので、もし許しいただけるなら次回あわせてということでおろしいでしょうか。

おくむら 先ほどの資料と一緒にね、今の政令指定都市の中で人口比例でしっかりと定数を定めている都市の一覧も出していただければありがたいと思います。

中川 じゃ、次回の時に御提出いただくようにお願いいたします。

金庭 今のおくむら副座長さんの資料の中にございましたように、他都市の定数に対する考え方。また削減をしたその趣旨をですね、もしわかる範囲でよければ、それはそういう議論をなされた上でそういう数値を、定数を決めたというふうに思っております。横浜市は確かにそういったことがあったかなと思いますので、あわせて資料が出せるようであれば一緒にお願いたいなと思います。

中川 一度、調査をしていただいた上で、出せる範囲で一度また出していただきたいと思いますので、御調整方よろしくお願ひします。

田口 ちょっと他都市の定数の話が出ておりますので聞きたいんですけど、人口一人当たりの議員の数は、名古屋市は人口当たり、多い方からいうと何番目。

法制主幹 今、御指摘の議員一人当たりの人口、何人かということで、名古屋市の場合は今3万人程度なんですが、申し訳ございません、他都市につきまして今手元に資料ございませんので次回提出させていただきます。

田口 今の点につきましても、資料で他都市の分をお願いいたします。

法制主幹 わかりました。人口と議員一人当たりの数という形で出させていただきます。

鎌倉 先ほど、金庭委員の関係でもありましたけれども、例えば他都市ですね、削減するという時の議論の場ですね、例えば第3者委員会とかいろいろあると思うんですけれども、そういうったとこ、今わかりませんかね。どういったものがあるか。

法制主幹 申し訳ございません。今すぐには……。

鎌倉 それも一緒に、もしわかれば資料で。大体のところでいいんですけども、政令市なら政令市で。

中川 それは他都市がどのような場で定数削減の協議をなされたかという……。

鎌倉 例えば名古屋の場合だと議論の場として特別委員会を設置した。今回私たちはこの協議会を設置した。他都市はどういったものがあるかということを。

中川 じゃあ恐縮ですが、それも一度、可能な限り御調査いただけますか。次回ということでおろしいですね。

鎌倉 はい。

江上 今は、先ほどの資料の説明に対する質問という範囲で……。

中川 基本的には、今、そのようにお願いをしておりますが。

江上 じゃあ後から、それ以外で。

中川 では、今、事務局から今日配付をさせていただいた関係法令等の資料の説明をいただきましたけれども、この点についての資料要求ですか、あるいは御質問等は、この程度でよろしかったでしょうか。——それでは、この際、ほかに御意見、あるいは御質問等あればお願ひします。

江上 この議員定数問題を論議するに当たって、選挙の公約でね、こういうものを出しているから論議したいという話がありました。選挙の公約で4月に出しているものとなりますと、選挙公報なり、あるいは新聞紙上のアンケートというものがあったと思いますが、選挙公報を見ますと、今、当選されている方75人のうち議員定数削減、一割削減ということで出されてみえる方が3人みえました。それから中日新聞の「票ナビ」ですか、アンケートで議員定数について、10人以上削減という方が相当数みました。そういう点で今日ここでお見えになっている方の中で、この前選挙公約だということも言わされましたのでちょっとお聞きをしたいんですけれども、例えば選挙公報の場合の一割削減、これどういう理由で削減が必要というふうに考えてみえるのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいなど。

中川 それは、江上委員、ちょっと僕もにわかに記憶が曖昧なんですが、一割削減と…。

江上 具体的には、おくむら委員、あるいは加藤委員で結構です。

中川 委員間討議で、今、委員に質問ということでよろしゅうござりますか。

江上 はい。

中川 それでは、今、お名前が挙がりました。おくむら副座長よろしいですか。

おくむら 私も、選挙前まで28年の経験で、やはり議会改革の中で定数の削減というのは、私の28年の中で大きなテーマでありまして、資料要求にも若干関するわけありますが、やはり私どもはある意味で議員の定数を減らして議会改革、——さまざまな議会改革、一例ですが今議員定数のことも質問がありましたので、それも大きな課題ではないだろうかということで28年取り組んでまいりました。そんな中で次回資料を御用意いただければはっきりすると思うんですが、私どもの一割削減、例えば75の7議席削減ということになると68、これは旧法でいう、先ほどの23年までの旧法でいう全国政令指定都市の削減率は私は一番になると思います。違っていたら許してください。そういう中の一つの目標を私は選挙公約に書かせていただいたということでありますので御理解いただければと思います。

江上 そうしますと削減率で1位という必要からということでございますけれども、もう一つ中日のアンケートの方では10人以上という数字が出ておりました。選挙公報では今のお話で7人と。ところがアンケートでは10人以上の削減、——10人以上ということは何人かはそれ以上私はわかりませんけれども、この違いがあるんですけれども、例えば10人以上ということなら、当然削減率はもっとふえるという理屈だけはわかりますけれども、何でこう違うのか、そこら辺はどういうことなんでしょうか。おくむら委員は両方とも、私が申し上げたような回答をしてみえますのでお聞きできればと思います。

おくむら 僕は削減率一割で一番だと。10人というのはそういう問い合わせもあったんじゃないですか。そういう10人という枠が。アンケートの枠の中に。それに従っただけでありますので、あえて一割がどうの、10人がどうのと江上委員に御指摘いただけるようなことではないと思います。議会改革の大きな結びの中での一つだと思いますので、江上委員から個人的に、それが違うからどうだと、それにお答えしてくださいということに対して、私は具体にお答えする必要はないんじゃないかなと思います。

江上 ちなみにそのアンケートでは、こういう問い合わせがありました。「名古屋市議会の定数（現75人）はどうすべきだと考えますか」。五つ選択肢がありまして、Aが「10人以上増やす」、Bが「1～9人増やす」、Cが「現状維持」——まあ現状維持というのは私なんですけどね、Dが「1～9人減らす」と。Eが「10人以上減らす」と。そういう五つの選択肢の中で、先ほどは選挙公報では7名と言ってみえたんだけれども、10人以上のところになっておるものですからね。1から9の選択肢にあったものですから、その違いはどういうところにあるのかなということでお聞きしたんですけども。

中川 今、お答えをいただいたとおりだと思いますので、その点についてはこれ以上いきますか。あと、加藤委員。

加藤 江上委員、これ、もう議会改革の定数の話は、どうするかということは始まっておるものですから、もう過去のアンケートだとそんなことを聞くよりも、これからどうするかということを話し合わないと、いつまでたっても前に進みません。どういう意味で聞きたいのですか。

江上 聞いた理由はですね、削減の必要性がどういうところにあるのかと、それによってどういうふうな数字が出てくるのかということが当然違ってくると思いますからね。ですから趣旨をお聞きしたいということです。

中川 ということは、その削減の趣旨をお答えいただければいいということですね。

江上 そうです。

中川 なのでそれは先ほどお答えしたとおりということでよろしゅうございますね。今さっき江上委員は7なのか10なのかというところのお話をされました。今の質問の趣旨というのは、削減をする理由についてが趣旨ということでありましたので、その点については今先ほど答弁されましたとおりということでおろしゅうございますか。

江上 確認ですけれども、政令市の中で削減率第1位を目指すんだということで趣旨はあると理解すればよろしいですか。

おくむら それは私に尋ねられたので、私の気持ちのところを話したわけでありますので、これが民主党の市会議員団なのかとか、江上委員、そんな議論はもうやめようよ。とにかく私自身はそういう気持ちで28年間やってきたと。そういうことの中で私は今言った公報に書かせていただいた。アンケートと数字が違うと、わずかなのか大きい違いなのか僕は御指摘はわかりませんが、そういう目的で僕は取り組んできたし、他の議員の仲間もそういうお気持ちがあったのかどうかということは、またこの議会改革のこの会議の中で、やはりある意味で意見であらわれてくると思うので、ここでそんな時間をかけることなのかな。その趣旨はわかってくださいらんのかな。先ほどの説明で。何かそれが特に大きな、あなたにとっての課題があるんですか。

江上 私はやっぱり削減されるのであれば、趣旨を踏まえて議論していかなければいけないと思ってお聞きしたということあります。

中川 ただ江上委員、その時に例えば7だとかあるいは10だとか、あるいは現状維持とかお答えをされた議員さん、皆さんいらっしゃると思いますが、候補者も含めて、当時ね。ただ、今のこの協議会の場は、改めてさまざまな資料を見ていく中で、あるいは委員間の議論をしていく中で、果たしてこの今名古屋市議会にとつて定数のあり方はどの道が一番望ましいのかを議論するところだというふうに思いますので、当時、3月、2月の時と、変わってもそれはいいのかなと。議論を、

今しましようということだと思います。なので、今ここで各会派の意向表明をすべきではないというふうに思いますのでよろしゅうございますか。

江上 はい。

中川 そのほか、何かありますでしょうか。——それでは今日のところはいろいろな政令市等について資料要求が多く出たかというふうに思います。この次の協議会におきましては政令市の、他都市の状況を中心に、今いただきました資料要求についてを議論の中心に据えながら、より議論を深めていきたいなというふうに思います。したがいまして今日のところは、その資料が出てからということにさせていただきたいというふうに思いますので、今日のところにつきましては、これで閉じさせていただこうと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

江上 そのほかでよろしいですか。

中川 はい、どうぞ。

江上 この場でやるものですからインターネットの中継は、当然無理だと思いますが、できるだけ公開でやっていくことが趣旨だと思いますので、議事録がつくられると思うんですけども、今のままだとどうも情報公開の請求をしないと、議事録の公開が市民の方にわからないような仕組みにどうもなっておるようなので、ちょうど常任委員会とか特別委員会とか、委員会記録がございますよね。そういうものと同じように委員会記録の公開は自由にできるようにしていただくように、御配慮願いたいということです。

中川 当然、そのように考えておりますので、委員会と同様の扱いで議事録は作成させていただきたいと思います。前からそんなことでと思っておりました。再確認ということでさせていただきたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。それでは、他にないようでございますので、この際、正副議長の方で何か御意見等があればいただきたいと存じます。

議長 今日は実質的に一回目の審議ということでございましたので、中川座長の方で用意をしていただいた資料をもとに始まりました。次回以降、皆さん方から請求をした新たな資料も出てまいりますので、またそこでいろんな審議が、議論がなされることと思います。是非、皆さん方の闊達な御議論の中で結論を出していただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは以上です。

中川 ありがとうございました。それでは次回の日程につきましては、正副座長で相談の上、後日、御連絡をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。以上で第2回目の議会改革推進協議会を終了いたします。御苦労様でした。